

さっぽろのまちはずばいこどものまち

—「おばけのマールとすてきなまち」より—

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく
可能性に満ちた、かけがえのない存在です」



札幌市は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、
自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるように
「**子どもの権利条例**」というきまりをつくっています。

冒頭の一文は、この子どもの権利条例の前文の一節です。

かけがえのない子ども一人ひとりが、大切にされ、笑顔で幸
せに過ごすことができるまち。子どもが幸せに過ごすには、大
人の幸せが欠かせません。

子どもも大人も一緒になって、笑顔で幸せに過ごせるまち、さっぽろ。

このことを社会全体で支えていくためのきまりが、

札幌市子どもの権利条例です。

子どもの権利について一緒に考えてみませんか？

札幌市子どもの権利条例の絵本
「おばけのマールとすてきなまち」



- ・各区の保健センター、図書館、児童会館などで読むことができます。
- ・子どもの権利推進課（お問い合わせ先参照）や市役所本庁舎（市政刊行物コーナー：電話 211-2135）で、420 円で販売中！※書店では販売していません。

【お問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課

住所：中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：211-2942 F A X：211-2943

H P：http://www.city.sapporo.jp/kodomo.kenri/

Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp



02-F 01-15-204

27-2-142